

令和4年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行
状況及び事業の管理運営について

福島市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

目次

第1章 総論	3
第1節 包括外部監査の概要	3
1 包括外部監査の種類	3
2 選定した特定の事件	3
3 外部監査の対象期間	3
4 外部監査の実施期間	3
5 特定の事件を選定した理由について	3
6 包括外部監査の方法	4
7 監査対象機関	5
8 外部監査の補助者	5
9 利害関係	5
第2節 包括外部監査の監査結果	6
1 監査の結果について	6
2 監査の結果及び意見の集約リスト	7
第2章 水道事業における財務事務と管理運営	16
第1節 福島市水道局の概要	16
1 組織機構	16
2 事務分掌	17
3 水道事業の概要	22
4 地区別業務実績	27
5 水道料金	28
6 加入金	31
7 施設の概要	32
第2節 水道事業の財務状況	47
1 予算決算対比（収益的収入及び支出）	47
2 予算決算対比（資本的収入及び支出）	48
3 損益計算書	49
4 貸借対照表	50
5 キャッシュ・フロー計算書	51
6 経営指標	51
第3節 水道事業計画	58
第4節 監査結果及び意見	65
第1項 工事	65
第2項 物品購入	82
第3項 委託契約	101

第4項	地方公営企業法会計（資産管理を含む）	126
第5項	経営戦略	145
第6項	事業計画	150
第7項	水道料金	153
第8項	その他	159
第3章	下水道事業における財務事務と管理運営	164
第1節	都市政策部下水道室の概要	164
1	組織及び職員配置図	164
2	事務分掌	165
3	下水道事業の概要	166
4	下水道事業整備状況（汚水）	170
5	下水道事業整備状況（雨水）	173
6	下水道使用料	174
7	下水道受益者負担金	178
第2節	下水道事業の財務状況	180
1	予算決算対比（収益的収入及び支出）	180
2	予算決算対比（資本的収入及び支出）	181
3	損益計算書	182
4	貸借対照表	183
5	キャッシュ・フロー計算書	184
6	経営指標	185
第3節	下水道事業計画	191
第4節	経営戦略	194
第5節	監査結果及び意見	199
第1項	工事	199
第2項	委託契約	204
第3項	地方公営企業法会計（資産管理を含む）	219
第4項	経営戦略	239
第5項	下水道使用料	241
第4章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	247
1	旧渡利浄水場の撤去について	247
2	下水道事業における雨水処理施設の整備状況について	248

第1章 総論

第1節 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行状況及び事業の管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として令和3年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和4年7月21日から令和5年3月24日まで

5 特定の事件を選定した理由について

上下水道は私たちの生活や企業活動に必要な不可欠な社会の基盤施設である。日本における水事情は、安全で安心、安定的な供給を当然に求められ、水源の確保や供給における整備・メンテナンスは、非常に重要である。下水道においても生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除を目的に整備が進められてきたが、近年の集中豪雨や大規模地震などに対する下水道施設の強靱化や下水道施設や資源の有効利用による更なる環境への貢献など、下水道の役割は多様化している。

福島市の水道事業は、大正14年に全国50番目の近代水道として給水を開始し、第1次拡張事業から第8次拡張事業により、本格的な維持管理の時代となっている。更に飯野町

上水道の譲受、土湯・高湯・茂庭の公営簡易水道事業の統合により現在の供給体系が構築された。一方、市街化区域の下水道事業整備状況は、大正9年に工事着手して以降、下水道法改正を受け昭和38年から公共下水道築造事業に着手し、令和2年度において下水道処理人口普及率66.5%で全国平均80.1%を下回っている。市街化区域外は、土湯温泉町特定環境保全公共下水道が平成7年10月に供用開始し、現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っている。

水道事業は、福島市水道事業基本計画2016「ふくしま水道事業ビジョン」において本格的な維持管理時代への移行、災害対策の強化、水需要の減少対策を現状分析に基づく重要な課題としている。また、下水道事業においても、「福島市下水道事業経営戦略」において汚水処理人口普及率が全国平均に比して低い水準であること、一部処理区での豪雨災害への対策強化、自然災害への対策、下水道施設の老朽化等の課題が挙げられている。

総務省では「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省）において、公営企業は独立採算制を基本原則としながら、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要であり、公営企業における老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少など、経営環境が厳しさを増すことが明記されている。また、公営企業が事業を行う場合に、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で中長期的な経営の基本計画として「経営戦略」の策定を求め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、的確に取り組みには公営企業が自らの損益・資産等を的確に把握することが必要であるとも言われている。更に現時点では次の段階としてより質の高い「経営戦略」にすることが、「経営戦略策定・改定ガイドライン」（平成31年3月29日付総務省）で示され、「経営戦略策定・改定マニュアル」及び「経営戦略の策定に関するQ&A」が令和4年1月25日に改定され、経営戦略の見直しは3～5年毎に改定することが示されている。

福島市の公営企業である水道事業は、既に公営企業会計を導入しているが、下水道事業についても、平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用しており、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み体制は整っている。

上下水道に関する事業は、資産の規模が大きいこと、将来に向けて課題が明確になっており対応策の実施状況を検討すること、住民生活に密着したサービスを提供していることから、資産の管理運営状況、財務事務の執行状況、経済性、効率性、適正規模での運営等について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

水道事業、下水道事業に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他

の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

福島市水道局
福島市都市政策部下水道室

8 外部監査の補助者

公認会計士	高久健一
公認会計士	須賀俊一
公認会計士	渡邊さやか
公認会計士	勝田博之
公認会計士	中鉢政彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2節 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和5年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
福島市水道局 物品購入【小型貨物自動車購入】				
1	①執行内容の承認について 「予定負担行為伺書(物品)」における契約方法欄が、随意契約であるにも関わらず、指名競争入札となっており記載の誤りが見落とされている。	●		84
2	②車両の取得価額について 取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。	●		84
福島市水道局 物品購入【軽貨物自動車2台購入】				
3	①車両の取得価額について 取得価額のために要する附随費用でない費用やリサイクル預託金が含まれており、車両の取得価額が適切となっていない。	●		87
福島市水道局 物品購入【ももりんウォーター(ももりん水飲み器)】				
4	①計上科目について 設置目的、用途、外観が同一の物品について、設置費用の負担により、計上科目が相違している。	●		92
福島市水道局 物品購入【光ファイバ式投込み水位計他1件購入】				
5	①取替修繕した水位計の固定資産計上について 当該水位計は施設一式で固定資産台帳登録されているため、水位計は取替修繕として処理することは不適切ではない。		●	97
福島市水道局 物品購入【水道用無線電話装置(車載機)購入契約】				
6	①随意契約理由書の記載内容の不十分性について 他の業者の検討をせずに一者特命随意契約としている。効率性の観点から随意契約理由書の記載は理解できるが、経済性の観点からは現行の随意契約理由書の記載は不十分である。		●	100
福島市水道局 委託契約【水道料金及び下水道使用料計算業務等事務委託】				
7	①提出者と報告者が同一であることについて 「随意契約理由書」及び年度の「業務委託契約完了通知書」において、提出者と報告者がいずれも水道総務課長となっており、外部第三者からは自己報告に見える。		●	104

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
8	②書類の保存について 業務委託開始当初から同一の委託先であり、過去に参考見積を同業他社から徴求したか等を含め、委託先を選定した書類が保存されていない。		●	105
9	③年度集計表の作成について 契約が終了する年度末に、「業務委託契約完了通知書」で年間業務が完了したことを内部的に確認している。業務委託契約書には、一部、単価契約も含まれているため、「業務委託契約通知書」のみで業務完了を確認とすることは適切とは言えない。		●	105
福島市水道局 委託契約【水道料金等徴収業務委託】				
10	①滞納整理業務における滞納者との折衝のマニュアル化等について 「水道料金等徴収業務委託事業評価書」にて、評価項目中の「7滞納整理業務」に関しては、「金額は高くないが半年以上折衝していない案件が約 50 件」との記載があり問題がある。また、委託業者が半年以上折衝を放置しておくことについても問題である。		●	108
福島市水道局 委託契約【ペットボトル水「ふくしまの水」製作業務委託】				
11	①決裁文書の記載欠如 施行伺（委託）及び変更施行伺（委託）の決裁日欄に決裁年月日の記載がなかった。	●		111
福島市水道局 委託契約【検満メーター取替等業務委託】				
12	①制限付一般競争入札における業務コスト削減努力について 令和 3 年度以前、過去 3 回とも同一の業者が長期継続して受注しており、競争性が働いていない可能性がある。		●	114
福島市水道局 委託契約【渡利浄水場施設撤去工事実施設計業務委託】				
13	①特記仕様書の誤表記について 特記仕様書の内容を確認した結果、準用条項に誤表記があった。	●		117
14	②委託打合せ簿の管理について 契約関係書類とは別保管されているが、文書の保存年限が明		●	117

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	記されていない。			
15	③設計変更、変更契約について 関連法改正による設計・契約の変更については、事前に市役所内部の関連部署に照会、他の同業者からの情報収集により回避できた可能性がある。		●	118
16	④契約保証金の免除について 随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。	●		118
福島市水道局 委託契約【施設管理センターほか敷地内環境整備業務委託】				
17	①仕様書の記載誤りについて 前年度仕様書の管理内容を当年度の環境整備業務委託仕様書に記載したため、設計書の工事種類が整合していない。	●		120
福島市水道局 委託契約【総合管理委託】				
18	①契約保証金の免除について 随意契約の契約保証金免除について、水道局の解釈が文書化されていない。	●		123
福島市水道局 委託契約【施設管理センター運転管理業務委託】				
19	①制限付一般競争入札の競争性の確保について 過去 10 年間、同一の事業者との契約が継続している。入札に参加している事業者数も限定的であり、競争性が十分に発揮されていない状況にある。		●	125
福島市水道局 地方公営企業法会計【貸倒引当金】				
20	①貸倒懸念債権及び破産更生債権と貸倒引当金の貸借対照表表示について 令和 3 年度水道事業会計決算書の水道事業貸借対照表において、貸倒懸念債権及び破産更生債権とその貸倒引当金が流動資産の部に表示されている。	●		127
福島市水道局 地方公営企業法会計【キャッシュ・フロー計算書】				
21	①投資活動によるキャッシュ・フローの表示について 債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めて表示することが通例である。		●	129
福島市水道局 地方公営企業法会計【固定資産又は備品管理】				
22	①水道局が所管する固定資産台帳の記載について		●	132

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	過年度に登録された固定資産台帳は、設備工事一式として登録されており施設内にある個々の設備の実態を反映した内容にはなっていない。			
23	②備品への標識貼付の徹底 備品として管理している物品に備品標識が貼付されていない。	●		134
24	③福島市水道事業会計決算書への適切な注記記載 構築物の耐用年数を40年としているが、固定資産台帳では、40年以外の耐用年数となっている資産がある。		●	136
25	④発電装置の設置場所の再検討 施設管理センター管理本館入口脇に発電装置が設置されている。早期に水平避難が必要な場所ではないものの、近年の台風や大雨などの災害においては浸水により水没する可能性がある。		●	137
26	⑤施設管理センターでのモニター画面での監視について 不審者の侵入や故障等を察知するために、監視カメラが設置され常時稼働しているが、施設管理センター3階の監視室で常時監視はしていない。		●	138
27	⑥撤去された水道メーターの管理について 撤去された水道メーターが屋外で保管されている。スクラップとして資産価値があり不正に流出した場合には取引される可能性がある。		●	139
福島市水道局 地方公営企業法会計【遊休地・廃止施設】				
28	①再評価の必要性について 遊休地・廃止施設は、使用目的が制限されていることから、評価・検討している資料を残すことが必要である。		●	142
29	②遊休地・廃止施設に係る維持管理費について 維持管理費の支出は収益への貢献がないにもかかわらず、水道料金から負担している。		●	142
30	③維持管理費の損益計算書における表示について 営業費用で表示しているが収益への貢献がない。		●	142
福島市水道局 地方公営企業法会計【会計規程】				
31	①引当金に関する規程の整備		●	143

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	賞与引当金、法定福利費引当金、貸倒引当金については会計規程に規定されていない。			
32	②固定資産の減損に関する規程の整備 会計規程に固定資産の減損に関する事項が規定されていない。		●	143
福島市水道局 地方公営企業法会計【損益計算書の表示】				
33	①特別損益項目の表示について 特別損益項目は、事業において通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目である。		●	145
福島市水道局 事業計画				
34	①「事業評価総括調書 総合評価及び達成状況」の記載について 令和2年度を閲覧したところ、最終評価等についての説明が不十分と思われる箇所がある。		●	150
35	②水道料金の見直し検討について 「第3期財政計画」で令和7年度までは現在の料金体系を維持することとしている。		●	152
36	③水道料金に関する広報について 広報誌「SuRiKaMi」第13号から第31号まで水道料金に関する記事がない。		●	152
福島市水道局 水道料金				
37	①時効期間延長に伴う滞納債権管理について 令和2年4月1日施行の改正民法により債権の消滅時効が従来の2年から5年になり、滞留債権の件数増大が予想される。		●	158
38	②納入確約書への押印等について 納入確約書の差入先のうち1法人についてのみ押印されていた。他の個人先も署名押印されており、公平性の観点から他の法人でも押印が必要である。	●		159
福島市水道局 その他【情報セキュリティ】				
39	① 情報セキュリティ実施手順書について 別に定めるとなっているが、現時点では「情報セキュリティ実施手順書」は未作成である。	●		161

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
40	②情報セキュリティ対策状況の自己点検について 過去に自己点検を実施した記録が残っていない。		●	162
41	③業務委託契約書の内容について 情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順書の遵守に関する記載がない。		●	163
都市政策部下水道室 工事【令和3年度堀河町終末処理場第1ポンプ場ポンプ更新工事】				
42	①決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されている。	●		201
都市政策部下水道室 工事【令和3年度町庭坂堀河町汚水幹線管渠布設工事】				
43	①下水道資産登録調書について 内部管理資料ではあるが、決裁日、文書分類・保存年限欄などの不必要な項目が設けられている。		●	204
都市政策部下水道室 委託契約【下水道管理センター運転・保守管理・放射能汚染汚泥対策等業務委託】				
44	①決裁文書（執行伺（委託））の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。	●		207
45	②随意契約の根拠法令について 一般会計を財源とする契約事務手続について、根拠条文として地方公営企業法が記載され決裁されている。	●		208
46	③契約保証金の免除について 福島市財務規則の根拠条文では、免除に該当しない。	●		208
都市政策部下水道室 委託契約【下水道使用料徴収事務委託】				
47	①決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。	●		213
48	②実績評価について 経費実績額に基づいた評価については、経費実績の算定及び		●	213

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	委託業務について適正に行われているとの考えから実施していない。			
都市政策部下水道室 委託契約【令和3年度福島市下水道ストックマネジメント点検調査計画策定業務委託（処理場）】				
49	①特記事項の仕様書での記載について 水量補正に関しては、特記仕様書の項目に記載されていたが、作業比率補正に関しては記載されていなかった。	●		216
都市政策部下水道室 委託契約【令和3年度 福島市下水道ストックマネジメント管渠点検業務委託】				
50	①制限付一般競争入札の競争性の確保について 令和元年度以降令和3年度まで、同一の事業者との契約が継続している。		●	219
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【貸倒引当金】				
51	①一般債権の貸倒実績率算定について 一般債権の貸倒実績率算定において、分母の債権残高を不能欠損が生じた年度期末未収金を使用して算定している。		●	220
52	②貸倒実績率に関する文書化について 平均値を用いた算定方法について、下水道室の見解、解釈を明文化した書面がない。		●	221
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【キャッシュ・フロー計算書】				
53	①投資活動によるキャッシュ・フローの表示について 債権債務の増減額はそれぞれの関連する収入・支出に含めて表示することが通例である。		●	222
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【固定資産又は備品管理】				
54	① 発電装置の設置場所の再検討 発電設備は地下に設置されており、台風や大雨などの災害においては浸水により水没する恐れがあるため、設置場所としては必ずしも適切とは言えない状況にある。	●		224
55	②備品への標識貼付の徹底 備品として管理しているにもかかわらず、備品標識の貼付が漏れている固定資産が散見された。	●		225
56	③施設の定期的な確認について 施設内に第三者の物品が放置されている。	●		227

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
57	④公共下水道管渠用地の管理 管理が十分ではなく、安全確保の観点から改修が必要な状況にある。	●		229
58	⑤固定資産台帳への登録漏れ及び処分漏れについて 物品の更新が生じた際には従来の物品は除却処理とともに固定資産台帳から除外し、新たに取得した資産は漏れなく固定資産台帳に登録すべきである。	●		230
59	⑥固定資産台帳の記載の精緻化 固定資産台帳に登録されている資産の名称は固定資産科目を必ずしも表章しているとはいえず、固定資産には本来、建物付属設備である資産や機械及び装置として単体登録すべきものも一括して建物に計上されているケースが散見される。		●	231
60	⑦施設内に残置されている機器等の管理について 機器として保管する物品は備品として分類し、適切に管理する必要がある。動作不良等で使用できない物品については廃棄等を行い、使用できる見込みのある物品は備品台帳等に登録し管理することが望まれる。		●	233
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【遊休資産】				
61	①遊休施設に係る維持管理費について 遊休施設について、植栽管理委託、消防用設備点検業務に関する費用が発生している。		●	236
62	②損益計算書の表示について 遊休施設の減価償却費は、下水道事業に直接貢献していない費用であるが、営業費用で表示されている。		●	236
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【固定資産の減損会計】				
63	①規程の整備 減損会計兆候判断において遊休資産に対する「重要性」の判断について具体的な資料が確認できなかった。		●	238
都市政策部下水道室 地方公営企業法会計【損益計算書の表示】				
64	① 特別損益項目の表示について 特別損益項目、事業の通常の経営に伴うものでなく、臨時かつ巨額の場合に用いられる項目であるが、少額の場合でも計		●	239

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	上されている。			
都市政策部下水道室 経営戦略				
65	①受益者負担金について 下水道事業に関する経営戦略には受益者負担金に関する部分の記載が見当たらない。		●	240
66	②資産維持費について 「経営戦略【改訂版】」において、資産維持費を下水道使用料対象経費である総括原価に含めていない。		●	241
都市政策部下水道室 下水道使用料				
67	①下水道使用料の改定について 平成 15 年以降、現在まで下水道使用料の改定を行っていない。		●	243
68	②下水道使用料算定根拠の保存について 下水道使用料算定資料として、平成 14 年 12 月議会の説明資料、算定根拠資料は保管されているが、書類の保存年限が明確となっていない。	●		243
都市政策部下水道室 下水道使用料収入及び債権管理				
69	①滞納債権処分の促進について 滞納先が常時 100 先程度存在しているが、滞納処分の実施は限定されている。		●	246
	区分計	25	44	